

新たな県立高校将来構想策定に係る意見聴取会実施要領

1 目 的

平成 23 年度以降の県立高等学校の在り方等に関する「新たな県立高校将来構想」の策定に当たり、教育に関係する団体や保護者等県民から意見を聴き、当該構想策定の参考とするもの。

2 主 催

宮城県教育委員会，県立高等学校将来構想審議会

3 開催期日及び開催場所

以下のとおり県内 7 か所で開催するものとする。

開催期日		地区	開催会場
平成 21 年 5 月 23 日(土)	14:00～16:00	気仙沼・本吉	宮城県気仙沼合同庁舎
平成 21 年 5 月 24 日(日)	10:00～12:00	大 崎	宮城県大崎合同庁舎
	14:00～16:00	栗 原	宮城県栗原合同庁舎
平成 21 年 5 月 30 日(土)	10:00～12:00	登 米	宮城県登米合同庁舎
	14:00～16:00	石 巻	宮城県石巻合同庁舎
平成 21 年 5 月 31 日(日)	10:00～12:00	仙 南	宮城県大河原合同庁舎
	14:00～16:00	仙 台	宮城県行政庁舎

4 意見聴取者の選定等

- ① 意見聴取者は，各地区とも 5 人とする。
- ② 意見聴取者は，中学校関係者，中学校保護者，高等学校保護者，地域の教育関係者，産業関係団体等から選定し，公募はしないこととする。
- ③ 意見聴取候補者の選定に当たっては，各教育事務所又は同地域事務所，仙台市教育委員会，宮城県中学校長会，宮城県高等学校長協会，宮城県 P T A 連合会，宮城県高等学校 P T A 連合会等から推薦を受けて行うものとする。
- ④ 意見発表者に対して，一人当たり 2,000 円相当の図書券を謝礼として支給するほか，所要の旅費を支給する。

5 開催方法

- ① 開催期日は，各会場とも土曜日又は日曜日とする。
- ② 第 7 回審議会までに検討された内容(答申中間案)に対する意見を聴取する。(必要に応じて，意見聴取者からの開陳前に，審議会での審議経過及び審議概要を事務局から説明する。)
- ③ 意見聴取者は，それぞれ 15 分程度で開陳する。
- ④ 各意見聴取者の開陳後，事務局(主催者)側から質疑の時間を設ける。
- ⑤ 1 会場当たりの開催時間は 2 時間以内とする。
- ⑥ 意見聴取会は会議形式とし，公開で行う。

6 出席者

- ・教育委員
- ・教育長，教育次長，教育企画室長，義務教育課長，高校教育課長，開催地区の県教育事務所(地域事務所)長
- ・県立高等学校将来構想審議会委員

7 周知広報

「県政だより」や教育企画室HPなど，県広報媒体での広報を行うほか，記者発表資料の投げ込み等パブリシティを活用した広報を行う。